

河津町保健師就労奨励金

河津町では、新規採用された保健師の皆さんに対して最大5年間で210万円の奨励金を交付します。

○交付対象者

- ・保健師の資格を有し、新たに河津町職員として採用された方
- ・河津町内に住民登録を有し、採用時において満40歳未満の方（やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。）

○交付対象期間

- ・採用初日の属する月から60月

○奨励金の金額

- ・月額15,000円
- ・奨学金の返済を行う方には、最大で月額20,000円を加算

○問合せ先

- ・〒413-0595

静岡県賀茂郡河津町田中212-2

河津町役場 健康増進課

TEL:0558-34-1937

E-mail hoken@town.kawazu.lg.jp

URL <https://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>